

# 熊本県公報

第13011号  
令和3年(2021年)  
3月23日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( 〃 ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( 〃 ) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( 〃 ) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( 〃 ) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( 〃 ) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( 〃 ) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 6
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 7
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 7
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 9
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10
- 道路の供用開始…………… ( 〃 ) 10
- 道路の供用開始…………… ( 〃 ) 10
- 熊本都市計画下水道事業合志公共下水道の事業計画変更認可… (下水環境課) 11
- 熊本都市計画下水道事業菊陽公共下水道の事業計画変更認可… ( 〃 ) 11
- 指定管理者の指定(熊本産業展示場)…………… (販路拡大ビジネス課) 11
- 指定管理者の指定(熊本県伝統工芸館)…………… ( 〃 ) 12
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 12
- 基本測量の実施…………… (監理課) 12
- 基本測量の終了…………… ( 〃 ) 12
- 熊本都市計画下水道の変更(合志市決定)…………… (都市計画課) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( 〃 ) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( 〃 ) 14
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録…………… (森林整備課) 15
- 登 載 依 頼**
- 熊本県道路交通規則の一部改正…………… (警察本部交通規制課) 15

## 告 示

### 熊本県告示第254号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
果実の木 新須屋	株式会社きらら 熊本市東区東町三丁	令和3年(2021年)3	435290 0478	指定放課後等デイサー

合志市須屋31 23-8	目2番18-902 号 檜木野 亮二	月15日	ビス
-----------------	--------------------------	------	----

**熊本県告示第255号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
果実の木 アク ティブ幾久富 合志市幾久富1 758-194	株式会社きらら 熊本市東区東町三丁 目2番18-902 号 檜木野 亮二	令和3年（2 021年）3 月15日	435290 0486	指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第256号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町池永字奥江2045番、菊鹿町宮原字茱萸尾622番3、625番1、626番1、633番3、649番、650番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字茱萸尾626番1・633番3・649番・650番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第257号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
入道水1	菊陽町原水	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
入道水2	菊陽町原水	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
曲手3	菊陽町曲手 菊陽町馬場楠	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第258号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御願所1	大津町矢護川	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
御願所	大津町矢護川	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
御願所6	大津町矢護川	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
護東2	大津町矢護川	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
護東	大津町矢護川	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
古城	大津町古城	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
新小屋	大津町古城	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
引水	大津町引水	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
畑	大津町外牧	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
錦野2	大津町錦野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
柳水	菊陽町原水	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
古閑原	菊陽町原水	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大堀木1	菊陽町久保田	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大堀木2	菊陽町久保田	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
辛川1	菊陽町辛川	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
辛川2	菊陽町辛川	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
曲手2	菊陽町曲手	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
曲手4	菊陽町馬場楠	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
馬場楠3	菊陽町馬場楠	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
曲手5	菊陽町曲手	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

(別図1から別図20は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第259号**

平成26年(2014年)3月24日熊本県告示第228号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内牧	大津町外牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第260号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内牧	大津町外牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第261号**

平成19年(2007年)3月28日熊本県告示第291号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上村	菊池市雪野	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第262号**

平成20年(2008年)7月23日熊本県告示第683号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9

項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
富-1	菊池市泗水町吉富	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
村吉-2	菊池市泗水町吉富	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第263号**

平成26年(2014年)3月24日熊本県告示第228号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
外牧-2	大津町外牧	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第264号**

平成26年(2014年)3月24日熊本県告示第229号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大林	大津町大林	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第265号**

平成27年(2015年)1月20日熊本県告示第48号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
甲森北-1	菊池市森北	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
甲森北-2	菊池市森北	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第266号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上村	菊池市雪野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
甲森北-1	菊池市森北	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
甲森北-2	菊池市森北	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大林	大津町大林	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
外牧-2	大津町外牧	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
富-1	菊池市泗水町吉富	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
村吉-2	菊池市泗水町吉富 菊池市泗水町永	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

(別図1から別図7は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第267号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前原第2谷-3	大津町真木	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第268号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
米山	大津町古城	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
真木第1谷-3	大津町真木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第269号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東道免	大津町室	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第270号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三万田区5	菊池市泗水町亀尾	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
江良3	合志市合生	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第271号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日向2	合志市幾久富 合志市竹迫	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
井戸方2	菊池市泗水町南田島	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
三万田区4	菊池市泗水町亀尾	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
富の原西区3	菊池市泗水町吉富	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
富の原西区4	菊池市泗水町吉富	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
平野1	菊池市泗水町南田島	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
福本一区	菊池市泗水町福本	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
桜山五区	菊池市泗水町永	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
南山手	菊池市泗水町住吉	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
永南	菊池市泗水町永	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
城1	合志市上生	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
城2	合志市上生	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
外園(3)	合志市野々島	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
江良4	合志市合生	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
辻久保	合志市合生	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
本村	合志市野々島	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
辻5	合志市野々島	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
辻6	合志市野々島	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
須屋迫上3	合志市須屋	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第272号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原口2	合志市豊岡	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第273号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
後川辺1	合志市栄	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
後川辺2	合志市栄	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
中林2	合志市栄	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
鹿水	合志市栄	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
平島	合志市栄	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上庄1	合志市上庄	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上庄2	合志市上庄	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
原口1	合志市豊岡	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
城山	合志市上庄	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
蛇ノ尾	合志市上庄	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
日向1	合志市幾久富	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
反野木	合志市幾久富 合志市竹迫	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
亀甲	合志市幾久富 合志市竹迫	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
居屋敷1	合志市福原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
居屋敷2	合志市福原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
出分3	合志市福原	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

上古閑	合志市福原	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
出分4	合志市福原	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
出分5	合志市福原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第274号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字寺迫 105番2地先から 同所 110番地先まで	60.8	交差点舗装工事

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月29日

**熊本県告示第275号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2429番4地先から 同所 2429番4地先まで	297.8	活力創出基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月30日

**熊本県告示第276号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村乙字掛迫 195番2地先から 球磨郡五木村甲字溝口 3716番地先まで	430.0	活力基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月31日

**熊本県告示第277号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 合志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業合志公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和60年（1985年）3月1日  
至 令和8年（2026年）3月31日
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 昭和60年（1985年）熊本県告示第132号、昭和63年（1988年）熊本県告示第304号、平成2年（1990年）熊本県告示第866号、平成6年（1994年）熊本県告示第736号、平成12年（2000年）熊本県告示第646号、平成15年（2003年）熊本告示第1141号、平成21年（2009年）熊本告示第232号、平成23年（2011年）熊本告示第337号、平成27年（2015年）熊本告示第318号、平成28年（2016年）熊本告示第1000号の各一部事業地のうち、合志市大字御代志字赤松並びに大字福原字三ツ迫の各一部を削除し、当該事業地のうち合志市大字野々島字前原、字駄飼場、字木原台、字沖野、字沖野、字笹原、大字須屋字木実坂、字皮籠山、字東畑、字みずき、字群窪、字東原、大字御代志字東海道、字除ノ上、字赤松、大字栄字西沖、字若林、字八窪、字南沖、大字豊岡字北拾町、字下八久保、字須屋久保、字大摩原、字小池ノ上、字下屋敷、字嘉一米、字拾八町、字町上、字北福嶺、字南長嶺、字群前、字下境目、字蓬原、字南拾町、字八丁杉、大字福原字三ツ迫並びに大字幾久富字八丁谷及び字池尻の各一部において事業地を変更する。

**熊本県告示第278号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 菊陽町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業菊陽公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和58年（1983年）12月21日  
至 令和4年（2022年）3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第279号**

熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）第11条第1項の規定により熊本産業展示場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本産業展示場	熊本市中央区山崎町30番地	熊本産業文化振興株式会社 代表取締役 二子石隆一	令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

**熊本県告示第280号**

熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）第12条第1項の規定により熊本県伝統工芸館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉城町3番35号	一般財団法人熊本県伝統工芸館 理事長 山本國雄	令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

**公 告**

**熊本県公告第182号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営七城北部地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営七城北部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和3年（2021年）3月24日から令和3年（2021年）4月20日まで
- 縦覧場所  
菊池市役所

**熊本県公告第183号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	令和3年（2021年）4月1日から 令和4年（2022年）3月31日まで	熊本県全域

**熊本県公告第184号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子基準点現地調査）	令和2年（2020年）9月10日から 令和3年（2021年）2月25日まで	阿蘇市、菊池市、山鹿市、阿蘇郡高森町、小国町、南阿蘇村、玉名郡和水町
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）	令和2年（2020年）9月10日から 令和3年（2021年）	八代市、菊池市

2月25日まで

**熊本県公告第185号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第186号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市鏡町貝洲字老参番割606番ほか3筆
コムラ苗樹株式会社	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字追瀬770番ほか6筆
栗原 県一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字野村3971番
田嶋 栄治	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原1701番2ほか11筆
大友 幸久	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字下古里175番12
三反 康博	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字白木新田29番2
平野 進	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字白木新田110番1
横田 政司	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字中村1991番1
小林 照明	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸589番1
松下 和夫	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字向白木12番120
濱崎 功	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4278番ほか2筆
濱崎 續	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字浦ヶ崎4116番
早見 泰史	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字上惣崎252番1ほか6筆
佐賀 博明	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字白木新田43番1ほか2筆
大友 幸久	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字向白木12番97ほか1筆
園田 邦雄	天草市本渡町本戸馬場	天草市本渡町本渡字口ノ原2234番ほか11筆
岡田 隆則	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1625番1
吉永 岩根	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3268番ほか1筆
久保 博司	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字出来村1939番1
久保田 正清	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下拾落4351番1ほか5筆

宮崎 誠市	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字木賊河内4727番ほか2筆
金子 孝	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字口ノ原2303番5
山下 光造	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3345番1ほか3筆
山下 盛幸	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口874番1ほか2筆
山下 豊年	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下仁田3844番1ほか1筆
松崎 芳子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口1036番6
槌本 楓	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1678番1
武田 金和生	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3352番1
平田 イツ子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字木賊河内4725番1ほか1筆
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字子種水4480番ほか30筆
富永 幹夫	天草市古川町	天草市本渡町本渡字中原1427番
山下 里美	天草市亀場町食場	天草市本渡町本渡字山ノ口1637番
園田 邦雄	天草市本渡町本戸馬場	天草市本渡町本渡字口ノ原2235番2
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1659番1ほか2筆
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3344番
芹田 満	天草市亀場町食場	天草市本渡町本渡字山ノ口1630番1

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月16日

**熊本県公告第187号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人アグリ郷おおい	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町岩野字永田2692番ほか2筆
矢野 敏也	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字上中原820番2ほか1筆
矢野 敏也	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字下山立窪2915番1
株式会社すえ広ファーム	熊本市東区小山町	菊池郡菊陽町大字辛川字桃尾717番
眞鍋 始	菊池郡菊陽町辛川	菊池郡菊陽町大字辛川字下山立窪2907番4

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月16日

**熊本県公告第188号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
丸木 義寛	荒尾市平山	荒尾市上井手字後田379番1
農事組合法人石 淵 P A D D Y	山鹿市鹿本町石淵	山鹿市鹿本町高橋字野田目724番ほか1筆
農事組合法人庄 の夢	山鹿市鹿本町庄	山鹿市鹿本町庄字太郎丸227番ほか1筆

2 認可年月日

令和3年(2021年)3月16日

熊本県公告第189号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県阿蘇 第941号	小国町森林組合 代表理事組合長 時松 昭弘 阿蘇郡小国町大字宮原180 2-1番地	種穂の採取、種穂 の精選、幼苗の育 成、幼苗以外の苗 木の育成	生産事業者の氏名及び住所 に同じ

登載依頼

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3中

町道 源場水迫線	菊池郡大津町大字杉水字水迫3373番1地先から 菊池郡大津町大字平川字水迫1281番1地先まで	を
町道 南方大人足線	菊池郡菊陽町大字原水字下前原804番 地先から 菊池郡菊陽町大字原水字大人足4415番4地先まで	
町道 南部工業団地1号線	菊池郡大津町大字岩坂3282番3地先から 菊池郡大津町大字岩坂3258番13地先まで	

町道 源場水迫線	菊池郡大津町大字杉水字水迫3373番1地先から 菊池郡大津町大字平川字水迫1281番1地先まで	に
町道 南部工業団地1号線	菊池郡大津町大字岩坂3282番3地先から 菊池郡大津町大字岩坂3258番13地先まで	
町道 菊陽空港線	菊池郡菊陽町大字原水字南受1029番1地先から 菊池郡菊陽町大字久保田字中井手2339番 地先まで	
町道 南方大人足線	菊池郡菊陽町大字原水字下前原804番 地先から 菊池郡菊陽町大字原水字大人足4415番4地先まで	

改め、同表熊本港湾道路1号線の項の次に次のように加える。

八代港湾道路 12号線	八代市新港町3丁目12番 地先から 八代市新港町3丁目港湾道路14号線との接続地点 まで
----------------	----------------------------------------------------

附 則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。